新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う4月入園の取扱いの変更について

平素は、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和2年4月入所者の育児休業からの 復職、求職中の就労開始時期を変更しておりましたが、現状を鑑み、条件をさらに変更いたしま したので、お知らせいたします。

記

1 令和2年4月に認可保育施設に入所した方の中で、育児休業中・就労内定の方

- (変 更 前) 令和2年4月末までに復職・就労開始
- (3月13日時点)令和2年5月末までに復職・就労開始
- (4月15日時点)令和2年6月末までに復職・就労開始

2 令和2年4月に認可保育施設に入所した方の中で、求職中の方の就労開始期限

- (変 更 前) 令和2年5月末までに就労開始
- (4月3日時点)令和2年6月末までに就労開始
- (4月15日時点) 令和2年**7月末**までに就労開始

3 育児休業中の方の復職の確認について

保育施設に登園次第、施設から「現況確認(継続通園)」の書類を受け取り、「勤務証明書」を ご作成ください。育児休業からの復職(予定)日を記載いただく欄がありますので、その日付を 確認いたします。その際、復職前に作成していただいても問題ありません。

4 求職中・就労内定の方の勤務開始の確認について

勤務開始時期を延長するにあたり、特別な手続きは不要です。従来通り、勤務開始後に家庭状 況調べと勤務証明書を作成し、ご提出ください。

5 保育料について

登園自粛日分の3・4月分の利用者負担額を減額・免除しておりますが、5月分も同様に実施いたします。登園状況確認書の提出期限や書式など、詳細については5月中旬頃にお知らせいたします。

6 その他

今後の感染状況により、復職・就労開始しなければならない月をさらに延長することも考えられますが、その際は決定次第、改めてご案内します。

(担当) 板橋区子ども家庭部保育サービス課入園相談係 Im (3579) 2452